

平成30年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成30年 9月27日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中 文夫
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
財政課長	石田 寛弥	社会教育課長	吉田 隆
税務課長	濱田 勉	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	中林 眞	都万支所長	佐々木 義直
保健課長補佐	中嶋 洋子	危機管理室長	吉田 篤夫
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
観光課長補佐	宇野 慎一	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

議事の経過

**○議長（石田茂春）**

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時15分）

**日 程 第 1. 委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の議第71号から議第83号までの補正予算案及び条例関係等13件、決算認定13件と要望3件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

**○12番（高宮 陽一）**

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の9月3日、4日、5日、会期中の20日、21日、25日、26日の7日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について、審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第71号 平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）及び、各特別会計補正予算6件、議第79号、81号の条例の一部改正2件、議第83号の物品購入契約1件と、認定第1号 平成29年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について及び、各特別会計歳入歳出決算の認定11件、計20件と議会初日に付託されました要望書1件、計21件であります。

はじめに、審査の結果についてであります。平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）並びに各特別会計補正予算、条例の一部改正、物品購入契約の締結について

の議案は、全会一致で「可決すべし」としました。

また、平成29年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定については賛成多数で「認定すべし」とし、平成29年度各特別会計決算の認定については、全会一致で「認定すべし」といたしました。要望第5号については全会一致で「採択」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見・指摘事項について申し上げます。

平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）についてであります。衛生費の離島医療対策事業では、五箇診療所と都万診療所に勤務する医師が、来年3月と9月に定年などでそれぞれ退職予定であり、後任の医師を招へいするために医療従事者向けの雑誌に広告を掲載するものであります。

離島で勤務する医師、特に地域医療を支える医師の招へいは時間を要することから、雑誌広告だけでなく、引き続き、県や隠岐広域連合などと連携して取り組み情報発信に努めるよう指摘いたしました。また、医師招へいは、離島医療を確保するためには最重要課題であり、通年的に取り組む担当部署を設置するよう要望しておきたいと思っております。

次に、消防費の消防施設維持管理事業では、下元屋地区に再建予定の消防車庫が建設場所の変更に伴い、関係経費を増額するものであります。委員からは、「計画段階からしっかりと協議しておくべきだ。」との意見もあり、そのように指摘したところであります。

教育費の学校管理費では、各小中学校での雨漏り修繕工事等が提案されていますが、学校施設の老朽化が進み、近年、緊急的な改修工事も増えているのが現状であります。来年度からは、学校施設の冷房施設を整備するとのことですが、五箇中学校のペレットボイラー暖房施設整備工事の反省点も踏まえ、当初の計画段階からしっかりと協議・検討して整備することが重要であります。また、学校全体の修理・改修工事についてはしっかりと調査し、整備計画書を作成するなど計画的に進めるよう指摘したところであります。

次に、平成29年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について及び、各特別会計決算の認定について申し上げます。

まず、総務費の一般行政諸事業の行財政改革であります。平成17年以来、職員の給与カットや定数の削減による人件費総額の削減、指定管理者制度の導入、事務事業の見直しなどの取り組みを推進してきたところでありますが、平成29年度の報告書にもありますように依然として進展していない項目も多く見受けられます。

本町を取り巻く状況は、より厳しさを増して行くことが予想され、総合振興計画に掲

げた諸施策を着実に実行していくためにも財源確保は最重要課題であり、行財政改革推進審議会委員の意見も踏まえ、積極的に取り組む必要があります。第4次計画も策定する方針と聞いておりますが、スピード感をもって取り組むよう要望しておきたいと思えます。

次に、財産管理事務についてであります。本年4月の組織の変更で「施設管理課」が設置され町有財産の管理をしています。しかしながら、先般のホテル「MIYABI」の火災の際でも明らかなように火災保険の加入など、普通財産と行政財産の管理において連携が取れていなかった事実もありました。委員からは、施設管理課を設置した目的が不明瞭であり、将来的には町有財産の管理は普通財産も行政財産も一括して管理すべきではないかの意見もありました。これについても、更に検討するよう指摘したところであります。

次に、民生費全般についてであります。

民生費につきましては、「ゆりかごから墓場まで」と言われるように、個々の事業については、安心して暮らせる地域づくりのため、各種事業を展開しているところであります。本町においては、まだまだ各種団体との連携が不足しているように感じています。特に、地域活動の中心となる老人クラブ・婦人会などへの加入促進や人材育成も必要であり、その対策を強化すべきとの意見もありました。

後で申し上げますが、今回の大淀町の視察に担当課長も参加され感じたと思えますが、町と社会福祉協議会がもっと連携し、お互いの役割をしっかりと果たすことが重要であり、更に努力するよう指摘したところであります。

次に、衛生費の保健活動推進事業についてであります。

本町では、「総合保健福祉計画」並びに「健康増進計画」を健康づくりの基本目標として、具体的にはライフステージごとに町民の健康増進を図っているところでありますが、特に特定健診や各種がん検診の受診率は依然として低い状態が続いています。

各種健診は年度当初に個人通知を発行し、その後は、お知らせ便、防災無線での放送で受診勧奨しているようですが、委員からは、もっと職員が地域に出かけて受診勧奨し、受診率向上を図るべきだとの強い意見がありました。このことは、委員会の度に再三指摘してきていることであり、更に努力すべきであります。

ちなみに、本町から本土の医療機関への緊急患者搬送状況は、平成23年、24年頃は40から50件でありました。これが、高齢化と共に増加傾向にあり、平成29年度は100件となっています。

搬送のケースでは、脳疾患や心臓疾患など、成人病が原因と思われるような件数も相当数あることから、更に健康づくり対策の強化が求められていることを申し添えておきたいと思います。

また、本町では緊急患者の搬送状況を把握しておりませんでした。広域連合への聴き取りで初めて確認したことは非常に残念であり、状況把握に努めるよう指摘したところでもあります。

次に、各種税料金等の滞納対策についてであります。

徴収対策本部会による滞納処理対策は、年3回の徴収対策強化月間や時間外納付窓口を開設するなど努力していることは評価するものでありますが、不納欠損処理件数は全体で1,829件、うち1,560件は地方税法第18条による時効によるものであり、自主財源の柱であるべき財源を放棄した結果となったことは残念であります。

最終的に滞納処理は徴収対策本部で取り組んでいますが、まずは担当課で滞納が発生しないよう責任を持って取り組み、当該年度中に最大限の努力をすべきであることは言うまでもありません。税料金等の負担の公平性のためにも、今一度、町全体で再確認して取り組むよう要望しておきたいと思います。

次に、教育費の各事業についてであります。教育行政は最優先して取り組むべき課題であることは言うまでもありません。

しかしながら、補正予算でも指摘したように、十分な調査が行われなかったり、緊急な事業が提案されたりと目に余る事態が多く見受けられました。このことは、教育委員会のみならず、町全体で言えることではないかと思えます。厳しい言い方かも知れませんが、更なる努力を期待したいと思います。

次に、各支所の事業についてであります。

まず、布施地区の国民保養センター及びログハウスは、大きなお金を掛けて整備しましたが、利用状況は極めて低く、経営状態も良好とは言えない現状であります。委員からは、「もっと目標を明確にして努力すべきではないか。自然回帰の森についても観光資源としてもっとPRすべき。」との意見もありました。

また、布施地区・都万地区のダイビングセンターなどの観光施設等については、各支所が観光課と連携して事業展開しているところではありますが、観光振興を所管しない当委員会がこれら事業を審査するには問題が多いと思われます。

これらのことは、本庁の役割り、支所の役割りが不明瞭ではないかと思われますので、

業務のあり方等についても再検討するよう要望しておきたいと思います。

最後に、決算書及び決算付属資料全体について申し上げます。

歳入歳出決算付属資料の歳入において、19款：諸収入、6項：雑入、5目：農林水産業費雑入の内、離島漁業再生支援事業補助金返還金2,462万9,116円について、委員から、「この金額は誤った金額であり、地方自治法2条16項および17項に抵触しており、この決算は無効ではないか。」との発言がありました。

執行部からは、「決算は、一会計年度における予算執行の実績であり、不適切な会計処理があったとしても決算書の決算額が変わるということではない。法令に違反したのは地方自治法第210条の総計予算主義の原則に反した会計処理の部分である。住民監査請求であった件は、監査委員の報告にもあったように、平成29年度の収入処理は調定誤りであるから、平成30年度で修正するようとの勧告に従って、今議会で訂正しており抵触はしていない。」との答弁がありました。

一方では、「収入調定の誤りであり、平成30年度で修正するようとした監査委員の報告どおりで問題はない。」という意見もあり、採決の結果、賛成多数で「認定すべし」としました。

次に、決算関係資料「資料No.5」の主要施策の説明書についてであります。

記載されている内容について、目的・事業の概要・事業の成果などが慣例化し、特に、「事業の目的については適切な表現で記載されていない。事業成果についても同様である。」など、多くの問題点を指摘し、差し替えを求めた事業もありました。

所管外の事業にも多く見受けられましたが、昨年の決算特別委員会でも指摘があったように、今一度、主要施策の説明書の作成方法については、正確でもっと解りやすい内容とするよう検討していただきたいと思います。

次に、要望第5号、島根県町村監査委員協議会会長 那須 照男氏から提出のあった「監査委員に関する要望決議」についてであります。要望の趣旨は、8月9日、島根県町村監査委員協議会定例総会において決議した事項について、各町村の執行当局及び議会において早期実現を図ってほしいというものであります。

具体的な内容は、①監査委員の報酬の見直しと専用執務室の確保、②議選の監査委員について法定任期の4年とする、③島根県町村監査委員協議会が安定的に運営できるよう財政支援すべき、とする決議であります。

これらの内容は、公正かつ的確な監査業務の遂行によって住民の期待と信頼に応える

ためには重要であり、全会一致で「採択」といたしました。

最後に、所管の調査事項についてであります。

当委員会では、本年8月6日から8日まで行政視察研修を行いました。奈良県大淀町を訪問いたしました。委員長報告の最後に視察報告書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、視察の目的であります。少子高齢化・人口減少が進む本町においては、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりを進めることが求められており、福祉施策の充実強化を図ることは急務であり、特に、地域福祉を充実するためには、行政、地域住民、福祉関係団体、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を果たし、互いに力を合わせて課題解決のため努力することが必要となっております。

大淀町は、その先進事例として取り組んでおり、行政、地域住民、関係団体がどのように役割を果たしているか、行政の考え方と社会福祉協議会との連携、また、高齢者対策のシルバー人材センターの設置について視察いたしました。

参加者は、常任委員会委員7名と中林福祉課長、計8名であります。

大淀町からは、町議会の長谷川副議長、文教厚生委員会委員長、執行部からは、総務部長、住民福祉部長など、総勢12名の方々に対応いただきました。

大淀町は、奈良県の中央、紀伊半島のほぼ真ん中に位置し、吉野川北岸に沿った東西11km、南北に3.5km、総面積38.01km<sup>2</sup>、人口17,798人(平成30年7月31日現在)で、豊かな緑と吉野川の清流に抱かれ、古くから吉野の玄関口として栄えた中山間地域の町であります。

昭和50年ごろからの住宅開発によって増え続けていた町の人口は、近年減少傾向にあるものの、充実した地域医療や待機児童ゼロの就学前保育、創造的な教育環境の充実、安心できる介護施設など質の高い行政サービスを提供し、まちづくりの主役である町民と力を結集して活力あるまちづくりを推し進め、「住んで良かった大淀町」の実現に努力しております。

はじめに、住民福祉部の福祉課長から町の福祉施策の方針について説明を受けました。町の福祉施策は、「第2次おおよどアクションプラン」、これは平成27年度から平成32年度が基本となって事業を展開しています。

第2次アクションプランは、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に作成したもので、住み慣れた地域で支え合いながら安全で安心して

暮らせる社会を実現するため、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域住民をはじめ、区、自治会、民生児童委員、ボランティア等が各々の役割を担い、地域において協働する仕組みをつくり上げて行くことにより計画を推進しています。また、計画の進捗管理に当たっては福祉課と社会福祉協議会が事務局となり、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、各種施策の見直しを行っています。

次に、社会福祉協議会の事務局長から、役員体制、職員の状況、社協が取り組んでいる事業等について説明がありました。

なかでも、職員の体制は、社協独自事業のほか、町からの受託事業や町補助事業を積極的に取り組むことで、正規職員22名、嘱託職員4名、パート職員11名、登録職員14名の計51名の体制で活動しているとのことであります。事業の概要としては、社協の独自事業のほか、町からの受託事業や補助事業などに積極的に取り組み、財源の確保を図っています。

なお、町からの補助金は、わずか約2,800万円程度であり、平成29年度の総予算額は約2億3,000万円とのことであります。

大淀町シルバー人材センターは平成14年2月に公益社団法人として設立しており、設立に至った情勢や環境について詳しく説明をしていただきました。大淀町でも、高齢化の進行と共に、高齢者の充実した人生のあり方が社会的なテーマとなっており、より豊かな人生、生きがいのある第二の人生を求める高齢者の声が高まり、高齢者が培ってきた能力や経験を活かす場所づくりとして求められ、就労を通して高齢者の生きがいや福祉の向上を図り、活力ある地域社会づくりに貢献するため設立したとのことであります。

設立にあたっては、町役場及び地域各種団体代表による「設立発起人会」を立ち上げ、労働局や奈良県、県シルバー人材センターからの指導や先進地視察などにより、設置構想・定款・会員就業規約などの骨格を整え、町広報、自治会、各種団体からの呼びかけを通して会員募集を進め、当初は86名の会員の登録がありましたが、平成30年4月1日現在では会員数163人となっています。

業務開始に当たっては、会員の確保と業務の受託が不可欠であり、事業の普及及び啓発活動を通して業務依頼を求め、公共施設の管理や公共的な道路清掃や草刈り業務を依頼、受注するとともに、接遇及び技能講習会を実施し、また、会員の安全就業の確保を図っています。なお、草刈り、剪定、施設管理など民間業者が敬遠する業務が中心となっており、民間業務と競合するトラブルはほとんどないとのことであります。

また、導入時の留意点としては、一つに運営補助金のみで運営する場合は、特に町と密接に連携することが必要であること。二つに国の補助金を受けて運営する場合は、国の補助基準に適合する必要があることなどの留意点について詳細に説明をしていただきました。

現状と課題については、まず会員数の確保。どうしても3月末になると退会者が多くなるということ。二つ目には、多様な業務への対応が必要であること。三つ目には、事故の防止。これは、作業中のケガや事故があり、会員の不注意から生じていることが多い。また、物損事故も発生しており、事故防止・安全対策に細心の注意を払うことが必要であるということであります。四つ目には、運営財源の安定確保を図ること。そういったことで、設立から業務開始、留意点、今後の課題など、詳細に説明いただきました。

今回の視察で感じたことは、まず、行政が社会福祉協議会だけでなく、地域住民をはじめ、自治会、民生児童委員、関係団体等が各々の役割を担い、地域において協働する仕組みをつくり上げ、行政と民間がうまく機能していること。また、社会福祉協議会では、社協本来の業務はもとより、積極的に県や町の業務を受託し財源確保に努力しながら事業展開しており、職員数51名を抱えていることに社協の意気込みを感じたところがあります。

更に、シルバー人材センター設立についても、多くの関係機関と連携して設立されていることは、今後、シルバー人材センターでの会員確保、各種業務を展開するためにも多くの住民の理解が得られ継続していくものと思われます。

最後に、参加した各委員からの所感として、大淀町議会、町執行部の皆さんの対応に大変感心されており、視察を受け入れる姿勢は本町も見習う点が多々あったことを申し添えておきたいと思います。また、参加者の感想も、それぞれ記載してありますのでご覧いただきたいと思います。

以上、行政視察の報告といたしますが、関係資料等は議会事務局に保管してありますので、必要に応じて参照いただきたいと思います。

尚、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査研究することとし、以上で総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（石田茂春）**

次に、産業建設常任委員長 9番：前田 芳樹 議員

**○9番（前田芳樹）**

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会は議会閉会中の9月3日、4日、5日と、会期中の9月20日、21日、25日、26日とで、計7日間開催いたしました。

付託案件の審査の結果は、別紙の通り、付託された議案については、全会一致で「可決すべし」といたしました。

また、付託された認定案件3件については、全会一致で「認定すべし」とし、付託された2件の要望書については、全会一致で「採択」といたしました。

付託案件の審査の中で、特に議論が多かったものについて、意見、指摘した事項などを報告いたします。

まず、議第71号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」についてです。

その中で、木質ペレット製造施設管理運営事業費275万3,000円増額についてです。木質バイオマス利用推進センターの開業に際して、試験操業をしたところ電気料が想定以上となったことから増額補正したいということであります。委員からは、「当初計画では108万円の予算であったにも拘らず275万3,000円の追加とはどういうことか。年間電気料は当初から想定できる事柄ではないか。コンサルタントの積算があまりにも杜撰<sup>ずさん</sup>であったということではないか。」などの意見がございました。委員会としては、「今後、このような単純な積算誤りが発生しないように担当課に於いて管理責任を果たすべきだ。」と指摘をした次第です。

次に、隠岐の島町離島漁業再生支援交付金返還に伴う財政支援補助金405万円についてです。

担当課からの説明によれば、「歳入歳出間を相殺しないで地方自治法第210条の原則により総計予算主義によらなければならないとする住民監査請求に基づき、町の監査委員勧告に従って予算措置を行うものである。本年3月定例会で返還に関する議決が為された際に、町へ返還されるべき総額716万9,577円のうち404万9,195円を相殺して、残額の312万382円を収納していたが、この相殺分を元戻し解消して、歳入歳出をそれぞれ総額表記に改めたい。自主財源を持たない隠岐の島町漁業集落に補助金支出する405万円は、同時に返還金として町に収納されて、収支差額は発生しないものである。」との説明でありました。

委員からは、「当事者である隠岐の島町漁業集落に、今回の対応措置を事前に協議をしたのか。全額を町が払うべきことなのかなど協議をしておくべきではないか。」などの意

見があり、担当課からは、「会計事務を担当していた本町職員の不適切な事務処理が原因で発生した事案であり、町の責任として財政支援を行うものである。」との返答でございました。

委員会としては、当事者団体である隠岐の島町漁業集落へ事前説明をしていないのは、論外であるので早急に経過説明をすることを指摘し、且つ、今回の補正予算案は自治法に示される総計予算主義に対応する予算措置でもあり承認すべしといたしました。

次に、特定有人国境離島地域雇用機会拡充事業補助金2,400万円についてです。

本年度第2次募集に伴い、今回更に2事業者が応募をして計4事業者となり、事業者が経営の拡大、或いは創業を行う場合に必要となる施設整備に係る経費を補助して、雇用機会を拡大させようという補助事業であります。国50%、県12.5%、町12.5%の計75%の補助率です。

委員からの「事業の継続性は大丈夫か。」などの意見に対し、担当課からは、「継続性に関しては3年間の事業成果の報告義務があり、少なくともその間は事業は継続される。」との返答であった。委員会としては、「安定的な事業継続ができるように指導的役割を十分に果たすよう努めるべきだ。」と指摘をしたところです。

次に、ホテルMIYABIペレットボイラー室改修工事費545万4,000円についてです。

平成28年4月から稼動をしておりました町設置第1号のペレットボイラー室の壁面が平成30年4月16日の火災により損傷して稼動不能に陥っているので改修したいとしています。

委員会としては、9月20日に現地視察をしながらの説明を受け、保証書、改修費の積算内訳書を要求し、内容を審議いたしました。その中で委員からは、「設計段階から耐火構造になっていないなどの構造的欠陥があり、なぜ町が全額負担をしなければならないのか。それぞれの業者の責任の所在を、はっきりさせてその結果を委員会に報告するべきだ。業者にも応分の負担をさせるべきだ。発注・実行段階では業者とよく協議をするべきだ。」など、多くの意見と指摘があった。これに対して担当課からは、「業者責任の検討はまだしていないが、これから検討して報告する。改修費は高すぎると感ずる部分もあり、これで発注するつもりは無い。実施段階までには、業者との協議検討を経る中で改修費の精査をして対応したい。」との返答でございました。

委員会としては、保証書では瑕疵担保期間として、無償修理は保証開始日の平成28年4月1日から1年間となっているのでここでの修繕請求はできないものの、請負契約書第44

条に<sup>かし</sup>瑕疵が受注者の重大な<sup>かし</sup>過失により生じた場合には、10年間<sup>かし</sup>瑕疵担保請求ができることとされているので、これを根拠に改修費の縮減を業者に求めるよう指摘をいたしました。現地視察の結果としても、明らかに設計設備の構造に欠陥があり、再び火災が起きないよう改善策を講ずることを併せて指摘した次第でございます。

次に、平成29年度決算の認定についてです。

歳入で上水道使用料金の未収金は、滞納繰越額が3,521万493円、現年度滞納額が4,176万5,450円で合計7,697万5,943円にまでなっています。過年度分未収金は、停水予告や庁内徴収班とは別個の担当課独自の徴収作業の効果や、不能欠損としたものなどから、減少傾向になりましたが、現年度分未収金の残高は、大きく増加傾向にあります。現年度調定額に対する徴収率は、90.14%で年々低下しております。

担当課では、大口滞納者への債権が時効消滅とならないように対策を講じ、全体では16件の停水予告を発し、4件の停水実施案内に進み、3件の停水実施に至った徴収努力をしてきたと言っております。停水予告は、滞納解消には効果を見せているとするが、未収金残高の増加に対処するには更なる徴収努力をするよう指摘をいたしました。

次に、町営住宅の家賃の滞納状況は、過年度滞納額が54戸で2,378万9,505円、現年度滞納額が39戸で477万5,700円で、その合計2,856万5,205円にもなっております。島根県住宅供給公社に家賃の徴収委託をしているにしても、担当課は、公社を指導しながら自らも徴収努力をするよう指摘をしたところでございます。

次に、歳出の定住奨学金貸与事業では、これまでに貸与を受けた人の25%が本町に戻って来ており、来年にかけて効果を検証し、今後の方法などの見直しをかけるとしておりましたが、償還が滞っている人も発生していると言いますので、その滞納額の解消に取り組むよう指摘をしたところでございます。

次に、所管の調査事項についてです。

愛の橋の改修についてです。長く懸案となってきました「愛の橋」の架け替えは、国の直轄事業での施工は困難であることから、町単独工事で施工することに町は方針を決めたと言いますので、その施工日程について確認をいたしました。担当課からの説明では、近く10月1日に予備設計の入札を行い、その予備設計をもとに関係者との協議と種々検討を踏まえた後に、平成31年度に詳細設計をして、平成32年度より着工予定となる見込みであるとのことでした。

委員会としては、これまで町民の利便性を第一に考えて出来るだけ早い施工を促して

来た経過からして、委員からは何も異論はございませんでした。町が、基本方針を確定させ、計画の具体化に進んで来たことを理解し、早期の完工が望まれるとしたところでございました。

以上、報告といたします。

続いて、行政視察の報告をいたします。

当委員会は、平成30年8月6日から8月9日にかけて、岩手県下へ行政視察を行い、8月7日に洋野町役場と岩泉町役場へ、翌8日に平泉町役場へ訪問視察をいたしました。

洋野町役場では、水産業振興の取り組みについて伺いました。

洋野町は、「つくり育てる漁業」を旗印にして、キタムラサキウニとエゾアワビの増養殖とブランド化を推進して、人口減少に歯止めをかける「まちづくり」に成果をあげており、水産業振興への取り組みの先進事例として視察いたしました。

山林原野面積が70%で主産業は林業と採海草漁業で、人口は過疎地でありながら微増傾向にあるといます。ここでは、広大な120haの岩盤干潟に幅4m深さ1mの増殖溝178本を7,300万円の事業費を費やして掘削し、総延長は17.6kmで溝の延べ面積は6.8haとなっており、新鮮な海水を呼び込み天然昆布を繁茂させ、そこに県の試験場から購入した稚ウニを大量に放流して、良質なウニを安定的に生産しているとのことでした。毎年200万個の稚ウニと、50万個のアワビ稚貝を町からの補助金で購入し放流して、増殖と資源管理をしながら、安定生産を図っているとのことでありました。

販路拡大のためのブランド化は、地元でのウニ祭り等のイベントを重ねて対外発信をし、台湾での市場調査を実施して海外市場への売り込みを図り、生産者と加工販売業者が一体となった「北三陸ブランドプロジェクト協議会」を立ち上げて広く宣伝をしているとのことでございました。減り続ける漁業者の確保と後継者育成の対策として、新規漁業就業者と後継者に用途を限定しない奨励金を町が交付する支援事業を実施し、平成29年度には漁協の正組合員数が微増に転じたとのことでありました。漁業所得の安定化と行政支援の効果が見受けられるところでございました。

見聞した結果として、漁業資源の回復方法の工夫、漁獲物のブランド化と宣伝で販路拡大、漁業就業者の減少に歯止めをかけ後継者育成対策に行政がしっかりと支援をしている姿は、地域事情は異なるにせよ本町よりも積極的になされている印象でありました。

資源回復は餌場の造成から始まるので、「島一円の浅海部へ築磯を設置して藻場造成をする」という事業構想は、本町の沿岸漁業にも大きな効果をもたらすものと思われまし

た。

岩泉町役場では、定住促進のための岩泉型インターンシップの取り組みについて伺いました。

定住促進のために、岩手県下で初の「地域志向岩泉型インターンシップ」事業を先進的に展開して、他市町村の同様事業のモデルになっているというので視察見聞をいたしました。

県内の大学と提携して参加学生を募集し、町内の協力企業や団体で1週間の就業体験をしてもらい地域への関心を高めて将来の定住につなげようという構想でありました。その間の7泊8日分の宿泊費と交通費は、町が特別交付税を受けて参加学生に全額補助をしているという事業であり、平成28年度から実施して、29年度は10名が参加し、30年度は12名の学生が参加するとのことでした。「この事業の効果と将来の方向性はどうか。」との当方からの問いかけに対しまして、「現在までのところでは定住者は見られず効果は出していない。今後は計画を洗い直しながら事業は継続して行きたい。」との見解でございました。厳しい気候風土と、地域事情の中で簡単にはいかない若い世代の定住促進に地域をあげて諦めずに、取り組んでいる様子は伺い知れたところでございます。

岩泉町訪問では、定住促進策の困難さを再認識させられたところではありますが、「種も蒔かねば草木も生えず」かの如しで、絶えず計画の洗い直しをしながら種々の事業を継続的に実施して行くところに効果が期待されるのであろうと思わずには居られませんでした。他方、思い切った大胆な施策の企画立案も求められるのは言うまでもございません。

平泉町役場では、観光振興の取り組みについて伺いました。

平泉町は、63km<sup>2</sup>と岩手県下で最も面積が狭いながらも、中尊寺と毛越寺という2つの世界文化遺産を擁して、観光立町をしている町であります。年間観光客数は、平成29年度で216万人のうち外国人観光客は、4万人にまで伸びているそうです。その際の、外国人観光客の受け入れ体制の整備、宣伝活動、新たに発生した問題点等について、先進事例として視察をいたしました。

海外誘客活動は、台湾、タイ、韓国へ向けて行っているが、親日友好的な台湾を重視しているとのことでした。受け入れ体制の整備では、さまざまな多くの事柄に取り組んでいました。主なものを挙げるならば、一つ目、観光案内所に英語と中国語の対応ができる職員の配置。二つ目、町内誘導標識と説明板の整備をして、誘導標識は日

本語と英語の2か国語のみの表記にしている。三つ目、観光協会のホームページの多言語化、英語・韓国語・フランス語・タイ語。四つ目として、外国語パンフレットの作成。先ほどの4か国語。五つ目としまして、案内マップの目的箇所に当てれば多国語の説明が聞ける音声ガイドペンの導入などございましたが、取り組んでいる事柄は枚挙にいとまがないほどございました。外国人観光客の増加は、事件や混乱になるような問題点は特にはないとの説明でございましたが、日本を代表するような世界文化遺産を最大限に活用している状況でありました。

本町も観光客が、隠岐へ往来する交通手段の運賃が高すぎるなどの課題を解消しながら世界ジオパークをフルに活用して行くことが肝要であり、今後の課題であると思われたところがございます。

訪問視察先の洋野町では、町長、副町長、議長を始めとして、多数の出迎えと会議参加を受けました。他の二町でも非常に丁寧な対応をしていただきました。紙面の都合で要約のみの報告をいたしました。視察先で戴きました資料及び詳しい報告書は、議会事務局に提出してありますので、ご覧いただければと存じます。

以上、行政視察の報告といたします。

尚、所管の調査事項については、引き続き調査研究を行ってまいります。

#### ○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終わります。

ここで、13時30分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 12時08分 ）

#### ○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

#### 日 程 第 2. 委 員 会 の 中 間 報 告 の 件

「委員会の中間報告の件」を議題といたします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、広報広聴常任委員会及び議会改革特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、広報広聴常任委員会及び、議会改革特別委員会からの中間報告を受けることに決定いたしました。

まず、広報広聴常任委員長の発言を許します。

広報広聴常任委員長 6番：西尾 幸太郎 議員

### ○6番（西尾 幸太郎）

報告の前に先月発行されました、「議会広報おきのしま平成30年夏号」の編集後記において、本町の自然災害で死亡事案が無いとの記載をいたしました。町民の方から死亡事案はあったとのご指摘をいただきました。次号において、訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、広報広聴常任委員会の報告を行います。

当委員会は、6月13日、19日、20日、26日、31日の5日間開催し、「議会広報おきのしま平成30年夏号」を8月23日に配布いたしました。

次に、島根県市町村議会広報研修会の報告をいたします。市町村議会広報研修会は、8月20日に松江市のタウンプラザしまねにて開催され、当委員会からも3名の委員が参加いたしました。

広報アナリストの吉村 潔氏を講師に「議会への関心を高める広報」と題し、議会広報誌の持つ役割や、紙媒体ならではの閲覧性や信頼性、特別性について講義があり、午後からは各市町村議会の広報誌について、吉村先生より改善点を指摘していただくクリニックが開催されました。当委員会が発行した議会広報誌については、住民参加の部分での不足が指摘されるなど、いくつかの改善点の指摘も受けました。今後発行する議会広報誌においては、指摘された部分を改善し、より町民の皆さんに読みやすく、伝わりやすい紙面づくりに努めてまいります。

今定例会中は9月19日に当委員会を開催し、「議会広報おきのしま平成30年秋号」の編集方針、並びに発行の日程について協議いたしました。今後の予定は原稿の締め切りを10月19日金曜日午前中とし、同日午後第1回編集会議を開催し、嘱託員配布を11月21日に予定しております。

以上で、広報広聴常任委員会の中間報告を終わります。

### ○議長（石田 茂 春）

以上で、広報広聴常任委員会の中間報告を終わります。

次に、議会改革特別委員長の発言を許します。

議会改革特別委員長 14番：遠藤 義光 議員

### ○14番（ 遠 藤 義 光 ）

議会改革特別委員会の中間報告をいたします。

経過でございますが、5月9日に第1回委員会を開催し今後のスケジュールと調査研究の進め方などについて協議いたしました。本委員会は次の2項目について調査研究を行うものであります。

まず、現在の議会議員定数は適正か否か。また、現在の議会議員報酬は適正か否か。このことについて、最終報告は、平成31年9月定例会を目途として、調査研究を進めてまいります。

調査研究の進め方であります。私たち議会は地方議会の現状に鑑み、自ら議会改革特別委員会を立ち上げましたが、過去に隠岐の島町経済六団体から議員定数及び議員報酬の削減を要望書が議会に出された経緯がございました。まず最初に、その意見を聞くこととし、5月31日、正副会長、事務局長の3名を招いて委員会を開催いたしました。

隠岐の島町経済六団体の意見であります。定数削減について、特に根拠があるものではない。報酬の減額についても、何らかの根拠に基づくものではない。ただ、団体の活動の中で問題提起を行ったものであるという説明でありました。

第2回定例会中の6月20日委員会を開催して、今後のスケジュール等について協議いたしました。また、今定例会中の9月19日には、視察研修先についても協議をいたしました。

今後は、議会改革に取り組んでいる事例を参考にしながら、先進地視察も含め、随時委員会を開催していくことといたしました。なお、経費節減のため、来る10月22日松江市で開催されます島根県町村議会議員研修会に併せて、現在議会改革の先進事例のある町村に、具体的に申しますと鳥取県北栄町、湯梨浜町、大山町などでありましたが、視察研修の受け入れを照会中であります。

以上で、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

なお、引き続き、調査研究を行ってまいります。

### ○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

以上で、「委員会の中間報告の件」を終わります。

## 日 程 第 3 . 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第71号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から、認定第13号「平成29年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの26件、及び本日の議事日程第1で行いました、各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番：村上 謙武 議員

## ○2番（村上 謙武）

議第71号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」の事業名、水産業振興事業における、隠岐の島町離島漁業再生支援交付金返還に伴う財源支援補助金405万円の歳出について、反対の立場で討論いたします。

補助金を交付する目的やその役割、そして補助金交付の必要条件とされる公益性の原則や補助の妥当性、公平性等いずれの観点から見ても、今回の漁業集落に対する補助金交付は異質な補助金交付だと、町民の多くはそう感じるのではないのでしょうか。

また、本来補助金は町民の税金でまかなわれるものであり、当然、町民への説明責任と透明性が確保されなければならないものでありますが、このことに関しても今回、町はきちんと説明責任を果たしたとは言えず、不透明感の強い補助金交付であると感じているところであります。

ここで今一度確認しておきますが、この度の住民監査請求に対する監査委員の勧告内容は、平成29年度の返還金の収入調定額は誤りとした上で、漁業集落に対して不足分404万9,000円の返還を求めることを町長に対して勧告した内容であり、漁業集落に対してこの度の「財源支援補助金」のような形での予算措置の対応を、示唆する内容のものではないということは文面からも明らかであります。

町は今回の監査委員の勧告に対して、安易に財政支援補助金という形で対応するのでは無く、事業の主体組織である「漁業集落」が今回の監査結果と勧告内容をどのように受け止めているのか。そして団体・組織としてどのような対応を考えているのか。

漁業集落の主体的な判断・意思決定を確認し、それらを尊重した上で、町は対応策を決定すべきだと、私はそう考えております。

つまり、漁業集落の団体としての意思を十分確認せず、町の判断を最優先した形での対応はするべきではないと考えます。

事前に、漁業集落に対して、今回の監査委員の監査結果と勧告内容をしっかり説明し、

理解を求めた上で、勧告内容に沿って、不足分404万9,000円の返還を漁業集落に対して求める。このことは町として当然にやるべきことだと考えます。

また、漁業集落との真摯で誠実なる協議を行い、漁業集落の皆様にも返還金の負担を検討していただくこと。このことも町として事前にやるべきことではなかったかと私は思っております。

これらの状況を踏まえ、私はこの度の漁業集落に対する財源支援補助金の補正予算計上は、時期尚早であり、町は必要な手順をきちんと踏んだ上で、町民にも疑義を持たれない形で、監査委員の勧告内容に沿った対応をきちんとすべきだと考える次第です。

以上の理由により、私はこの度の財源支援補助金の歳出に関する一般会計補正予算に反対をいたします。併せて産業建設常任委員長報告での同財源支援補助金を承認すべしとした審査結果に関しても反対いたします。議員の皆様におかれましてもご賛同をいただきますようお願いいたします。

#### ○議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番：遠藤 義光 議員

#### ○14番（遠藤 義光）

私は、議第71号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」における隠岐の島町離島漁業再生支援交付金返還に伴う財源支援補助金について、賛成の討論をいたします。

この度の補正は、本年3月の定例会において、議決された「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）」離島漁業再生支援交付金に対し、地方自治法第210条の原則により、総計予算主義によらなければならないとする住民監査請求に基づき、7月に出された本町の監査委員勧告に従って、予算措置補正を行うものであります。

その間において、関連する資料も提出され、所管の委員会においても十分に審議され、理解されたものであります。提案された予算措置については、本町の不適切な事務処理が原因で発生したものであるため、町の責任として財政支援をし、会計整理を行うものであり、適切なものであると判断いたし、賛成討論するものであります。

議員各位におかれましても、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（石田茂春）

次に、原案に反対者の発言を許します。

5番：村上 三三郎 議員

**○5番（村上 三三郎）**

私は、「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」に反対する立場で討論を行います。

平成29年度離島漁業再生支援事業費の予算額は1億2,883万6,000円であり、33の漁業集落800世帯を対象に1億491万8,000円が交付されています。一方、平成28年度隠岐の島町漁業集落各地区予算執行状況は、以前配付された資料のとおりであります。その注記には、「なお、隠岐の島町漁業集落には平成29年度12月22日時点で総額404万9,195円の未払い金があり、この金額においては、国・県が平成28年度交付対象事業とは認めなかったため、事務執行において不祥事をおこした隠岐の島町職員に責任があるものとし、隠岐の島町役場がその全額を負担することとした」とあります。

不祥事をおこした役場職員に責任があるとの指摘ですが、役場組織の全体で負うべき問題だと考えます。問題の処理は起案、合議、決裁の手続きを経て実行されます。そのいずれかの段階で問題があれば検討、修正されるべきです。これらの手続きを再検討されることを求めます。

そして、一般会計補正予算の水産業費雑入の新離島漁業再生支援補助金返還金404万9,000円に反対します。それは、平成29年度隠岐の島町離島漁業再生支援交付金返還に伴う財源支援補助金を充てるものだからであります。

平成29年度隠岐の島町離島漁業再生支援交付金返還に伴う財源支援補助金交付要綱第4条には「平成29年度隠岐の島町離島漁業再生支援交付金返還額716万9,578円の内、未納となっている404万9,195円とする」となっています。

未納となっている額を町が補助する理由が理解できません。特定の集落を対象にした補助金交付は行政の公平・公正を欠いていると言わざるを得ません。未納した漁業集落に責任があるのであれば、あくまでもその漁業集落に責任を果たさせるべきです。

未納金の処理には、様々の手法があります。延納、分納払いなどがあるのに今回初めて補助金交付要綱を定める理由を町民に説明すべきであります。

以上が、私の反対の理由です。

**○議長（石田 茂 春）**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

次に、原案に反対者の発言を許します。

2番：村上 謙武 議員

## ○2番（村上 謙武）

認定第1号「平成29年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論いたします。

反対する理由は、次の二つの理由によるものです。

一つ目の理由ですが、町長は決算を議会の認定に付するに当たり、「主要な施策の成果を説明する書類」を提出しなければならない旨が自治法233条に規定されております。

今回の決算審査における「資料No.5」の「主要施策の説明書」であります。

我々議員が決算の認定に当たり重視すべきポイントは、監査委員の審査・意見を踏まえた上で、予算が適正にかつ合理的に執行されているか。ムダな予算の使われ方はしていないか。また、事業の目的と実績を照らし合わせ、具体的にどのような成果があったのか。事業内容が住民の福祉の増進につながる有益で公益性のあるものなのかどうかなど、このように監査委員とは異なる視点に立ち、決算の内容を多面的な見地から判断することが求められている。と、そう理解をしております。

しかしながら、今回議会に提出されたところの「主要施策の説明書」の記載内容については、不適正と思われる記述内容も多く、また、事業の成果を説明する記述内容が具体性に欠け、成果がどの程度あったのか不明で判断ができかねる事業の説明書が多数あり、残念ながら「施策の成果を説明する書類」とは言い難いものでありました。その結果、最終的に私は一般会計の決算全体の執行を「是」と判断するには至らなかったということであります。

二つ目の理由ですが、この度の決算に関する監査委員からの審査結果の報告の中で、次のような指摘がなされております。「住民監査請求に関する監査の結果、会計処理の誤りと判断した件は、平成29年度の収入処理は『調定誤り』であるから、平成30年度で修正するよう町長に勧告している。」との内容でありました。更に、これは決算後に判明した出来事であるから「今回の決算審査に係る調書等の数値はこの件は加味せずに審査を行った」との報告内容でありました。

私自身、収入処理における調定の誤りが更正なされないままで行われたこの一般会計の決算を果たして認定して良いものかどうか、また、この度の法令に反する会計処理に

関しても、地方自治体は法令に反して事務を処理してはならない。そして、法令に反して事務を行った行為は無効とするとの自治法第2条第16項、17項の規定に照らして判断した場合、今回提出された一般会計歳入歳出決算に果たして正当性があるのか、との疑義を持たざるを得ず、最終的に平成29年度一般会計の決算を「是」と判断することができなかつたということでもあります。

以上、二つの理由により、私は「平成29年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」対し、反対するものであります。

各議員の皆様におかれましても、ご賛同をいただきますようお願いいたします。

### ○議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論は、ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

### 日 程 第 4 . 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第71号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立「多数」であります。

したがって、議第71号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第72号「平成30年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」から、議第78号「平成30年度隠岐の島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの7件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第72号から議第78号までの7件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第79号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」から議第83号「物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付水槽車購入〕」までの5件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第79号から議第83号までの5件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、同意第1号から同意第3号の「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、同意第1号から同意第3号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

次に、認定第1号「平成29年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり「認定」されました。

次に、認定第2号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成29年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの12件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、認定第2号から、認定第13号までの12件は委員長報告のとおり「認定」されました。

次に、要望第3号「八尾川以南地区農業道路舗装についての要望書」から、要望第5号「監査委員に関する要望決議」までの3件について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、要望第3号から要望第5号までの3件は委員長報告のとおり決定されました。

以上で「採決」を終わります。

## 日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長、特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

## 日 程 第 6. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成30年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 14時06分 )

以 下 余 白